2 指導の重点

(1) 各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の重点

ア 各教科

- (ア) 個別指導計画に基づき、全教科を通して、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた分かりやすい授業を実施する。また、一人一台端末を学習ツールの一つとして積極的に活用し、児童が主体的に学びに参加し、考え、表現し合える学びの実現に努める。
- (イ) 各学級でのグループ別学習を基本とし、個別指導を充実させて、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせる。ティームティーチングによる指導を行う際にも、1単位時間の中に個別、また、グループでの指導を取り入れ、事前打合せによる役割の明確化をし、45分間の授業を充実させる。
- (ウ) 体力テスト結果を分析し、体育学習及び日常的な取組を通して、体力の向上と改善を図る。また、健康と命を育む視点で、感染症を取り上げ、自らの健康を管理し改善していく意識を身に付けさせる。
- (エ) 音楽の学習に和太鼓を取り入れ、技術を習得し、調和のとれた心を育てる。
- (オ) 学習の姿勢、態度、学び方等、全校共通の学習規律を徹底し、学習習慣の確立及び定着に努める。
- (カ) 週1回の朝読書の継続、読み聞かせ、読書月間中の「おすすめの本紹介」の取組等により、学校及び家庭での読書環境を整備し、読書への関心・意欲を喚起する。また、一人一台端末を活用し、楽しさや面白さ、達成感を味わわせる学習を体験させる。

イ 特別の教科道徳

- (ア) 道徳及び人権教育の全体計画と人権教育の年間指導計画を基に、特別の教科道徳を要として教育活動全体を通した道徳教育を進め、児童の道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度を育成する。
- (イ) 月1回「おもいやりの日」を設定し、自己の生活を振り返る場を設定するとともに、年間3回以上、いじめの内容を扱い、他者への心遣いや思いやりの心をもって実践できる気持ちを育成する。
- (ウ) 道徳授業地区公開講座、地域行事等を通した保護者や地域との連携を図り、一体となって道徳教育を推進し、道徳的価値を自覚させ、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を身に付けさせる。

ウ 外国語活動

- (ア) 第3学年から外国語活動を実施し、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの活動の充実し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。また、言語や文化への関心を高める。
- (イ) 各教科等を合わせた指導における生活単元学習の内容としても扱い、国際理解教育の充実にもつながる 指導を推進する。

エ 総合的な学習の時間

- (ア) 地域の自然、伝統・文化等を体験的に学び、問題解決に取り組む。また、都立あきる野学園児童や都立 秋留台高校生、地域高齢者等との交流を通して、自己の生き方を考えることができるようにする。
- (イ) 自然環境に関する学習を重視し、身近な環境と生活とのつながりについての見方や考え方を発達段階に 応じて身に付けさせ、主体的に追究する態度を育成する。

オ特別活動

- (ア) 各学校・学年行事、児童会活動、クラブ活動、給食交流、縦割り班活動等、通常の学級との交流を通して、互いに関わり合い、学び合いながら、学校生活を向上させる実践的な態度を養う。
- (イ) 挨拶の励行、係活動や当番活動を通して、所属感や連帯感を高め、学級の一員として、生活や学習における諸問題を解決しようとする態度を育成する。また、互いのよさを認め合える人間関係を育成する。
- (ウ) 学校2020レガシーの継続、及び食品ロス削減等の東京3Rプロジェクトを推進する。

カー自立活動

- (ア) 円滑な人間関係を目指すために、児童の発達状況を把握し、学校生活全体の中でコミュニケーション能力を育てる。その際、学級担任と介助員との連携を密にし、効果的な児童の社会的自立を支援する。
- (イ) 状況の変化に適応する力を育てるために、授業を中心に教育活動全体を通して心理的な安定を図る。

キ 各教科等を合わせた指導

- (ア) 日常生活の指導は、毎日繰り返し行い、日常生活に必要な基本的生活習慣等を身に付けさせる。
- (イ) 生活単元学習は、児童の発達段階に即し、ねらいを明確にし、野菜やそば作り体験、お店見学等により地域との連携を積極的に進め、各教科等を合わせた学習内容で実施し、生活課題を解決する。
- (ウ) 副籍との交流や通常の学級との日常的な交流、各教科等の授業への参加及び共同学習の工夫に努め、人間理解教育の充実を図る。

(2) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- (ア)毎週の生活指導連絡会による情報共有と一貫した指導を徹底し、「あったかチルドレン」を合言葉に児童の自主性、思いやり、規範意識を育成する。特に、教師が範を示し、挨拶と丁寧な言葉遣いを重視する。
- (イ)「いじめ・不登校ゼロ」を目指し、「学校いじめ基本方針」を基に、「いじめ撲滅三原則」の徹底に取り組む。そのために、校内組織「いじめ問題対策委員会」を機能させ、ふれあい月間を強化月間とし、いじめや問題行動等の未然防止と早期発見及び早期解消に努める。
- (ウ) 講師を招聘したセーフティ教室・薬物乱用防止教室、定期的な避難訓練や「防災ノート」を活用した防 災教育を実施し、安全教育の充実に努め、不測の事態にも対応できる力を育む。
- (エ) 交通安全指導・不審者等防犯の対応については、地域安全ボランティア「見守り隊」による登下校の見守りの協力を得て、児童の登下校の安全を確保する。また、「地域安全マップ」により、安全・安心を共有化し、安全意識を高める。
- (オ)「草花SNSルール」を各家庭に周知し、SNSノートの活用で保護者の理解を高め、家庭と連携した情報モラル教育を実施する。
- (カ) SC・SSW等と連携し、児童一人一人が大切にされ、遠慮なく相談できる教育相談室を運営する。
- (キ) 休み時間、給食・清掃・保健指導等、日常的な指導を通して友達との関わりを深めるとともに、必要に 応じた振り返りをする。

イ 進路指導

- (ア) キャリア教育に関する全体計画に基づき、基礎的・汎用的能力を身に付けさせるために、児童一人一人が自己理解を深め、新型コロナウイルス感染症の終息を願いながら、将来への夢と目的をもち、主体的に 進路を選択する能力と態度を育成する系統的なキャリア教育を推進する。
- (イ) 中学校との円滑な接続のための密な教員間連携、児童の中学校における授業・部活体験等を推進し、抵抗なく進学できるようにする。また、丁寧な就学相談を推進し、安心して入級できる体制を整える。
- (ウ) 中学校卒業後の進路決定までを見通し、年4回の保護者会や個人面談を実施し、家庭との連携の下、児童の個性や能力等の特性を生かした個に応じた指導や相談体制を充実させる。
- (エ) 自己の将来を考えるために、自己を振り返り、進路について学ぶ機会を授業等で設定する。
- (3) 特色ある教育活動・その他配慮事項

ア 小中一貫教育の推進

- (ア) 小中一貫で継続した挨拶運動に取り組み、草花小学校では「あいさつ かがやく 草花小」を掲げ、「明るく・いつでも・先に・続けて」挨拶する児童を育成する。
- イ 持続可能な社会の創り手を目指す「草花"るの育"」の推進
 - (ア) 持続可能な開発目標 (SDGs)・持続可能な開発のための教育 (ESD) の視点から、地域の自然環境 や伝統・文化等、教科横断的な学習を体験的に進め、地域に根ざした教育を推進し、地域を知り・地域と 関わり・地域で学ぶ「あきる野っ子」を育成する。
- ウ特別支援教育の充実
- (ア) 通常の学級との交流学習や合同学習(授業・給食・清掃・行事)、都立あきる野学園児童との副籍交流の 実施、また、特別支援教育コーディネーターや特別支援教室との連携を図り、一人一人の個性を尊重し理 解する教育を推進する。
- エ 保護者・地域との連携強化による児童の育成
- (ア) 学童クラブ、青少健、民生委員、町内会、PTA等との連携や地域行事への参加により、地域・保護者と学校とが協力を深め、共通理解の下、引き続き「ワンチーム草花」で一丸となった児童の育成を図る。

オ その他の配慮事項等

- (ア) 移動教室や校外学習のねらいを明確にし、事前指導・当日指導・事後指導を充実させ、自ら考え、話し合い、協力して行動する活動を通して、集団活動の喜びや身辺自立、社会性の伸張を図る。
- (イ) 各担任は講師・介助員と常に児童の状況を共有して学級指導をする。また、ティームティーチングによる指導においては、授業形態や指導方法の改善を徹底し、個別指導・グループ指導の場面や内容等、事前打合せにより確実に役割を明確化した指導を行う。
- (ウ) 地域の専門家・都立秋留台高校生・地域高齢者等との交流学習を充実し、人との関わりを学ばせる。
- (エ) 指導内容や指導方法等の理解と協力体制を確立するために、保護者会や学級便り、個人面談、連絡帳や相談支援ファイル等を活用し、保護者との連携を図る。
- (オ) 専門的な助言及び情報収集のために、教育・医療等、外部の相談関係諸機関との連携を一層図る。